



# 災害に備えた 生活用水の確保について

令和7年8月7日

第1回 地下水マネジメント研究会

---

内閣府 政策統括官(防災担当)付  
参事官(食事支援担当)付 生活用水担当

# 目次



- I. 生活用水に関する能登半島地震での確保状況 … 2**  
・能登半島地震における生活用水確保の状況について … 3



- II. 指定避難所における生活用水の確保状況と発出した事務連絡について … 4**  
・指定避難所の防災機能等現況調査 … 5  
・発出した事務連絡について … 7



- III. 避難所における生活用水の確保 … 9**  
・防災基本計画（抄） …11  
・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（抄） …13  
・避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（抜粋） …16  
・飲料水・生活用水確保の重要性（まとめ） …18



- IV. 災害救助法に関する留意事項 …19**  
・避難所の設置に関する留意事項 …20  
・飲料水の供給に関する留意事項 …21



- V. 参考資料 …22**  
・参考URL …23

# I. 生活用水に関する能登半島地震での確保状況

断水の長期化により、トイレ、風呂、洗濯等に使用する生活用水の確保に困難が生じ、被災者にとって長期にわたり厳しい避難生活が続いた。能登半島地震では、生活用水の確保のため、以下のような取組を実施。

## 〈飲料水〉

- ・ 給水機能付散水車による応急的な給水活動。

## 〈生活用水〉

- ・ 可搬式浄水設備（ため池等の水を浄化）の活用
- ・ 雨水貯留槽の雨水をトイレの洗浄水として利用
- ・ 地域住民や事業者による被災者への所有井戸の提供
- ・ 水循環型手洗いスタンドの活用

## 〈入浴〉

- ・ 水循環型シャワーシステムの活用
- ・ 温浴施設までの送迎バス運行等による入浴機会の確保

## 〈洗濯・クリーニング〉

- ・ 簡易洗濯キットの活用
- ・ 移動式ランドリーカーの派遣



水循環型手洗いスタンド  
(志賀町)



水循環型シャワー  
(珠洲市)

実際の写真

## Ⅱ. 指定避難所における生活用水の確保状況 と発出した事務連絡について

# 指定避難所の防災機能等現況調査

- ◆ 内閣府では、全国の地方公共団体の指定避難所について、防災機能設備等の確保状況に関する調査を実施し、令和7年1月23日付通知「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」（府政防第409号）にて、調査結果を公表した。
- ◆ 調査結果（生活用水に関する部分を抜粋）については下記のとおり。

防災機能設備等	指定避難所数 (全国)	防災機能設備等を 確保している指定 避難所数 (全国)	割合
飲料水の確保状況	82,820	<b>56,937</b>	<b>68.7%</b>
うち耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を指定避難所の敷地内に保有		10,596	12.8%
うちペットボトル等の備蓄により確保		46,974	56.7%
うち協定等による優先利用により確保		25,450	30.7%
入浴・洗濯等生活用水について		<b>18,356</b>	<b>22.2%</b>
うちシャワー、プールの浄水装置、耐震性貯水槽、井戸等を指定避難所の敷地内に保有		13,871	16.7%

**更なる確保に向けた取組が必要！**

- ◆ 前スライドの調査結果を受けて、防災機能設備等の強化を推進するために、以下の内容を地方公共団体へ依頼。

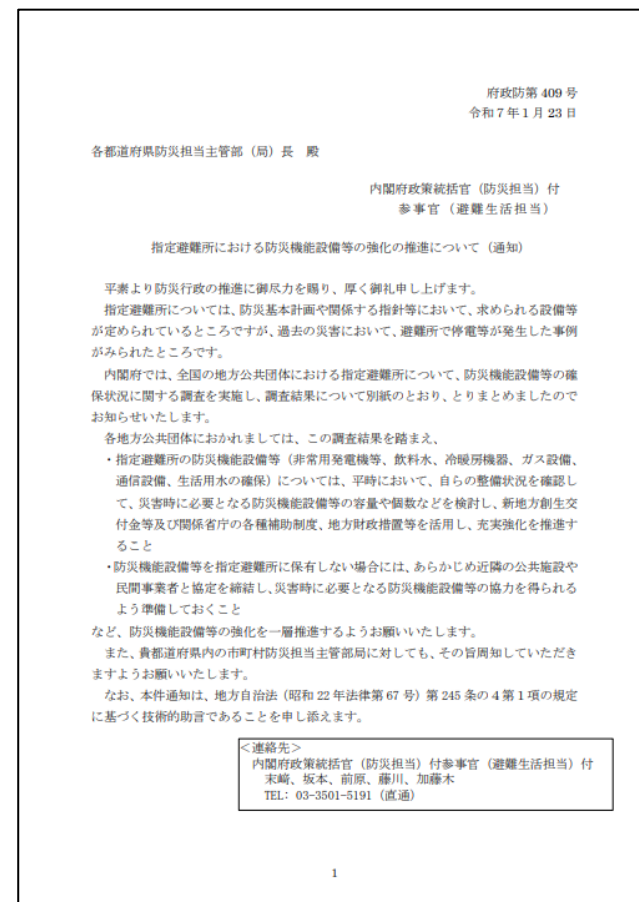
令和7年1月23日付通知（府政防第409号）

指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について  
（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r7\\_0123.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r7_0123.pdf)

- 指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、**飲料水**、冷暖房機器、ガス設備、通信設備、**生活用水の確保**）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、新地方創生交付金等及び関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等を活用し、充実強化を推進すること

- 防災機能設備等を指定避難所に保有しない場合には、**あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと**







## 能登半島地震に係る事務連絡

令和6年1月11日付 事務連絡

避難所利用者の入浴等の支援について（留意事項）

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

- ◆避難生活をしている避難者だけでなく、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者に対しても入浴機会の提供を図るよう、災害救助法が適用された地方公共団体あて事務連絡を发出。



事務連絡  
令和6年1月11日

石川県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
石川県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）

避難所利用者の入浴等の支援について（留意事項）

令和6年能登半島地震による災害により、災害救助法が適用された市町村での避難所の生活環境の整備等について、避難所の開始期間の長期化が懸念される場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、入浴の機会の確保を図るなどの対策を講じるよう、お願いしております。

また、避難所には、そこで避難生活をしている避難者だけでなく、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者も利用しており、停電や断水により、入浴できない被災者が来ることもあります。

このための支援策として、住居を含む避難所利用者が、長期的ホテル・旅館等で入浴、宿泊等した場合の費用についても、貴県と内閣府との協議により、災害救助法の適用市町村に対して、この旨を周知していただきますよう、お願いいたします。

なお、厚生労働省から関係団体（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公安消防庁生活衛生同業組合連合会）あてに被災自治体から協力依頼があった場合について、前添のとおりに依頼文が发出されていることを申し添えます。

【本件問合せ先】  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）付  
伊藤・菅田・内田・真鍋・坂本  
TEL：03-3501-5191（直通）

事務連絡  
令和6年1月22日

石川県 災害救助担当主管部（局）長 殿  
石川県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）

避難所における洗濯機会の確保について

内閣府においては「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等において、避難所における生活環境の整備のため、洗濯の機会確保等を講じることが周知しています。（別添：「避難所の確保及び生活環境の整備等について（依頼）」（令和6年1月1日府政防8号））

また、災害救助法を適用した市町村での避難所の洗濯機会の確保について、災害救助事務取扱要領においては、避難所の設置、維持及び管理に要する経費として、洗濯機、乾燥機等の設置に要する経費を国庫負担の対象としているところです。

貴県管内において、断水が続いている地域の避難所において洗濯機会の確保が喫緊の課題となっている場合、例えば、当該避難所において、救助の実施主体である県又は委任を受けた市町村が、クリーニング事業者等に対して避難者の衣服等のクリーニングを依頼することで、避難者に対して洗濯の機会を確保することも、国庫負担の対象となります。

今回の災害対応において万全を期すため、お伝えするとともに、管内の避難所を設置している市町村に対して、この旨を周知していただきますよう、お願いいたします。

【本件問合せ先】  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）付  
伊藤・菅田・内田・真鍋・坂本  
TEL：03-3501-5191（直通）



②令和6年1月22日付 事務連絡

避難所における洗濯機会の確保について

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

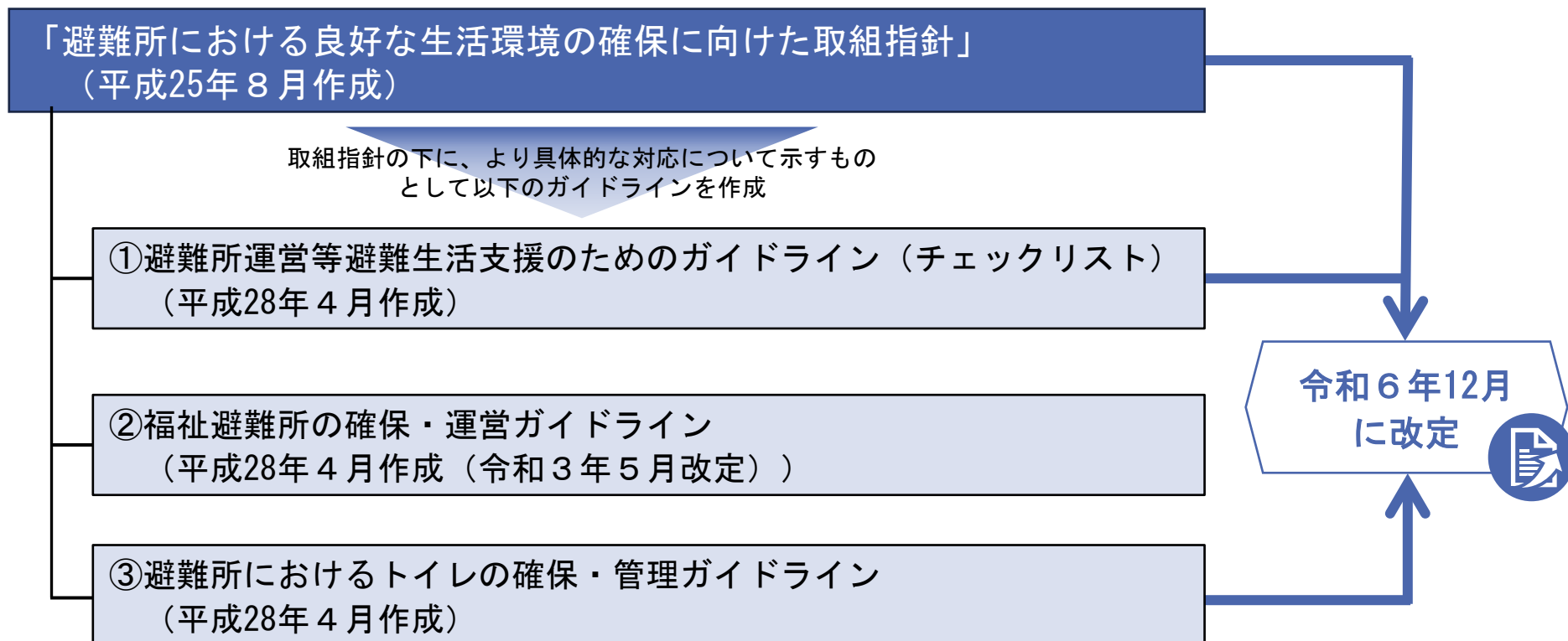
- ◆クリーニング事業者等に対して避難者の衣服等のクリーニングを依頼することも含め、避難者に対する洗濯機会の提供を行うよう、災害救助法が適用された地方公共団体あて事務連絡を发出。

【参考】内閣府防災担当からの各都道府県等への通知（HP）

<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/tsuuchi.html>

## Ⅲ. 避難所における生活用水の確保

- ◆ 防災基本計画において、地方公共団体が避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められるが、その取組の参考となるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定。



## 【参考】直近の取組事例集について

- 避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集 (令和4年7月)
- 避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集 (令和6年3月)

## 第2編 各災害に共通する対策編 第1章 災害予防

### 第1節 災害に強い国づくり、まちづくり

#### 1 災害に強い国づくり (3) ライフライン施設の機能の確保

○市町村は、**地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。**

### 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

#### 7 避難の受入れ及び情報提供活動関係 (3) 指定避難所等

○市町村は、**指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。**

#### 8 物資の備蓄、調達、供給活動関係 (1) 物資の備蓄

○市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、**飲料水**、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、**衛生促進のための入浴設備、洗濯設備**、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の**避難生活に必要な物資を備蓄**するものとし、これらの**物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表**するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

(前スライドの続き)

## 第2章 災害応急対策

### 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

#### 3 指定避難所等

##### (2) 指定避難所の運営管理等

- 市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

## 第1 平時における対応

### 1 避難所の組織体制と応援体制の整備

#### (2) 物資確保体制の整備

- ① 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、簡易ベッド、毛布、炊き出し設備、入浴設備等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供し、スフィア基準を満たすことができるよう、市町村においては避難所や物資拠点に必要な備品を確保するとともに、都道府県においては市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保すること。このような備蓄の推進に加え、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。また、運送事業者と協定を締結し、物資搬送体制の構築等も図っておくこと。さらに、救援用物資集積基地の設置についても検討しておくこと。

### 2 指定避難所の指定等

#### (1) 指定避難所の指定等

- ③ イ 指定避難所の防災機能設備等(非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等)については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等を活用し、充実強化を推進することが望ましいこと。防災機能設備等を指定避難所等に保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと。

(前スライドの続き)

## 第2 発災後における対応

### 2 避難所の設置と機能整備

#### (2) 指定一般避難所の機能

- ⑦ 災対法第86条の6に基づき、被災者の避難所における生活環境の整備のため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備するとともに、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場・授乳室・休養スペースの設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること。

ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド等の簡易ベッド

イ 間仕切り用パーティション

ウ 冷暖房機器

エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場

オ 仮設風呂・シャワー

カ テレビ・ラジオ

キ 簡易台所、調理用品

ク その他必要な設備・備品

### 3 避難所リスト等の作成

- (1) 避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、市町村の避難所担当部門は開設している避難所をリスト化しておくこと。併せて、ライフラインの状況、食料・飲料水の備蓄状況、パーティション・簡易ベッドの設置状況に加えて、トイレ・入浴設備・冷暖房の状況についても把握すること。

(前スライドの続き)

## 11 生活水の確保

- (1) 飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活水」の確保が必要になる。飲料水は支援物資として確保されるが、その他の用途の水についても、感染症の防止等、衛生面の観点から、分散型の生活水の確保として、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努めておき、衛生的な水を継続的に確保すること。
- (2) 入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所との送迎のためのマイクロバス等の確保、シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用を検討など、入浴機会や洗濯機会が確保されるよう平時から準備しておき、災害発生時には速やかに対応すること。
- (3) スフィア基準に沿って、入浴施設(シャワー、仮設風呂等)を50人に1つ設け、男女別に提供するようにすること。



飲料水をはじめ、洗濯や入浴等に必要となる生活用水に関する内容を盛り込んでいる。

P. 11~14

飲料水

## 2. 避難所の指定

ポイント

被害想定に基づき、災害種別ごとに安全な避難所を指定

解説

避難所の指定については、地域に想定される災害に応じた被害想定に基づいて、注意深く手続きを進める必要があります。水害の危険性のある地域においては、川沿いに避難所を設けないこと、土砂災害の危険性のある地域においては、土砂災害特別警戒区域内など、災害危険区域付近に避難所を設けないこと、津波の危険性がある地域においては、津波災害警戒区域内に避難所を設けないことを基本とし、想定される災害による影響が比較的小さい、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定しましょう。

やむを得ず、災害が発生するおそれのある区域内に指定避難所を指定している場合には、開設する災害の種類を想定するとともに、災害の状況や施設、敷地の被害等の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行った上で開設するようにしましょう。風水害の場合に、想定浸水水位(※)以上の階などを避難所として開設することとする場合には、①備蓄倉庫を想定浸水水位以上の階に設置すること、あるいは備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制を整えておくこと、②変電設備の浸水対策（洪水や高潮に対して安全な高い場所に高上げ、移設）等を行うようにし、浸水時は浸水する避難所の避難スペースが減少することから、可能な限り多くの避難所を確保するようにしましょう。

また、避難者数の増加によって、指定されていない建築物が避難所になる可能性があるも想定しておくことも重要です。災害対応訓練等において、避難所が不足する事象についてシミュレーションを行い、備えておきましょう。

※「想定される洪水等の水位」を指す。

質の向上を目指すには

避難所の備蓄としての毛布、非常食、飲料水の確保のほか、災害トイレやその他必要物資については、どのように物資を送り届けかを入念に計画・準備する必要があります。また、洪水や津波または土砂災害の危険がある地域については、備蓄物資の保管場所を建物の上層階にする等、被害を受けにくい場所への備蓄に注意を払う必要があります。

対策項目	避難所として確保すべき備蓄等を実施する	防災、商工担当	外部関係者	協働する団体等
5-1	被害想定に応じた備蓄物資の配備計画を作成する	○		
5-2	非常食、外食・外泊1泊以上の案内指示書を確認する	○	○	
5-3	毛布・飲料水・非常食・パーテーション・簡易ベッド・炊き出し道具を確認する	○	○	
5-4	簡易トイレ、簡易トイレ、衛生用品を確認する	○	○	
5-5	女性用品や乳幼児用品、女性や妊婦、高齢者、乳幼児、子育て家庭等のニーズを満たす物資を確認する	○	○	
5-6	発電機、発電機燃料の取り、電源と燃料の確保を確認する	○	○	○
5-7	簡易トイレ、簡易トイレ等に活用可能なブルーシートを確認する	○	○	
5-8	災害時に必要な物資（段ボールベッド、エアーマット等簡易ベッド、仮設トイレ（簡易トイレ）、タクトヒーター等）を確認・設置するための民間企業等との協定を締結する（段ボールベッドについては業界団体の協定状況を確認する）	○	○	○
5-9	防災機設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房設備、ガス設備等、遠隔監視装置、簡易トイレ対策等）の備蓄状況を確認し、災害時に必要となる非常食、備蓄品などを確認する	○	○	○
5-10	災害時に必要な防災機設備等を確認するための近隣の公共施設や民間企業等との協定を締結する	○	○	○
5-11	防災対策の設置等、災害時においても簡便に取水可能な分散型の生活用水を確保する	○	○	○

P. 43~44

生活用水

## (3) よりよい環境

### 13. 衣類

ポイント

自立して衣類を確保できる環境を目指す

解説

着の身着のまま避難してきた被災者に対しては、衣類の配慮をしましょう。下着の確保に始まり、性別や年齢などに応じた衣類の確保に努めます。状況が落ち着けば、被災者自らが洗濯できる環境を整えることを目指しましょう。

質の向上の実現のために

着から「古着」等が避難所に送られてくることがありますが、衛生状態がわからなかったり、サイズがそろわなかったり、現実的には活用できないことが多くなっています。自宅等の被災により衣類が持ち出せない、地域では購入できない状況に備え、地方公共団体が手配し、被災者に支給する方法も検討しておきましょう。また、過去の被災地では、衣料品販売業者からの寄付に助けられた事例があった一方で、妊婦用、介護用の下着や衣類が不足しがちでした。衣類を手配する際は、このようなニーズの把握にも努めましょう。

チェックリスト

### 13. 衣類

項目番号	仕事	いつ			*主担当 ○ 担当 ◎ 支援 を記入	実施する 担当者	協働する団体等
		準備	実施	評価			
<b>対策項目1 衣類確保のための確認点</b>							
1-1	避難者の属性に応じた下着類を確保する	○	○		商工担当		
1-2	性別や年齢に合った衣類を確保する		○		商工担当		
1-3	仮設洗濯機（洗濯機・乾燥機）を確保する		○		商工担当		
1-4	洗濯干し場を確保する(女性用の洗濯干し場を確保する)		○		避難所運営委員会		
1-5	洗濯洗剤等洗濯キットを備蓄・確保する		○		商工担当		
1-6	コインランドリーとの巡回バスやランドリー車を確保する	○	○		商工担当		
1-7	クリーニングサービスの提供のためのクリーニング業者と協賛する	○	○		商工担当		

P. 45~46

生活用水

### 14. 入浴

ポイント

入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果あり

解説

特に水害等で汚水に侵された場合等は、感染症等の予防の観点から、シャワー等で汚れを落とす必要があります。また、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討しましょう。仮設風呂等においては、水分補給や前後の健康チェックについても配慮しましょう。

質の向上の実現のために

仮設風呂等については、手すりがないものや、滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者等には適さない物もあるため、入浴支援者の確保が必要になります。高齢者施設、旅館・ホテルなどの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バス）等の確保も検討しましょう。スフィア基準においては、入浴施設を50人に1つとすることが示されており、避難所開設時から仮設浴場等を設置して入浴環境を確保しましょう。(参考資料4参照)

チェックリスト

### 14. 入浴

項目番号	仕事	いつ			*主担当 ○ 担当 ◎ 支援 を記入	実施する 担当者	協働する団体等
		準備	実施	評価			
<b>対策項目1 入浴対策を検討する</b>							
1-1	換気・換湯等の既設事業者との協定締結を実施する	○			商工担当		
1-2	汚水に侵された時は汚れ落としを実施する		○		地域住民		
1-3	体を拭くための使い捨てタオル等を確保する		○		商工担当		
1-4	シャワーを浴びることができる環境を確保する		○		商工担当、避難所運営委員会		
1-5	仮設風呂の資材の備蓄等、風呂に入ることを確保する	○	○		商工担当		
1-6	シャワー施設前後の健康管理に配慮できる環境を確保する		○		避難所支援団、保健所等		
1-7	入浴施設と避難所の接続のためのマイク/クロ/ク等確保する	○	○		商工担当		

【参考】避難所の生活環境対策全般（指針・ガイドライン等）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjou/>

## モデル 仮設入浴施設の場合

## 入浴施設のモデルパターン

### ✓ 想定される設備

：給湯ボイラユニット、シャワースタンド、ふろスタンド、テント、発電機、室内・室外照明等を設置するものであり、購入額は1ユニット数百万円程度（男女別だと2ユニット1000～2000万円程度）（ボイラは小型かつキャスター付きで機動性が確保されており、運搬や管理がしやすいものになっている）＜新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用可能＞

### ✓ 想定される利用人数

：一度に10人程度可能（24時間運用も可能だが夕方だけが一般的）

### ✓ 想定されるスタッフ数（製造会社と契約することや、平時からNPO等と協定を結び、スタッフの確保を進めていくことが必要）

- ・運搬：1人（運送業者等のドライバー）
- ・設置：8人（主にテントを設置するボランティア等：所要2時間程度）  
（工具を必要としないカムロック式で簡単に設置可能）  
（製造会社が設置に立ち会う契約にすることも多い）
- ・運用時の監視・清掃：2人（男女各1人ずつ：ボランティア等でも対応可能）

### ✓ 特徴

- ・男女用に2ユニット必要
- ・多量の水が必要であり、給水車による支援が必要。浴槽については、毎日清掃を行い、フィルタを交換することが望ましい



給湯ボイラシステム



シャワースタンド



浴槽



清掃しやすいスノコ

## Point

### 災害時、まずは飲料水の確保、次に生活用水！

- ◆ 飲料水は貯水槽や井戸、給水タンク等を活用して事前に確保しておく。
- ◆ 生活用水（飲料水以外に生活に必要な水）の確保も検討を。  
⇒ トイレの水、清掃用の水、入浴用の水、洗濯用の水など、飲料水以外にも生活には水が必要。
- ◆ 入浴機会・洗濯機会の提供のため、備蓄や協定により確保する
- ◆ 入浴施設はスフィア基準に沿って50人に1つ設ける

## IV. 災害救助法に関する留意事項

## ◆ 避難所の設置【入浴・洗濯について】（内閣府告示 第2条第1項第1号）

一般基準	
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内 ※下線部は特別基準の設定が可能。
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費の設置費

### ✓ 災害救助法の対象となるもの

- ・被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）の設置
- ・避難所環境整備のための仮設風呂、簡易シャワー、洗濯機、乾燥機等の資機（器）材のレンタル、シャワーカーやランドリーカー等のレンタル
- ・被災者用の洗濯用洗剤、物干し竿、ハンガー、タオル、シャンプー・リンス・ボディソープ、洗顔等の消耗品の購入・レンタル
- ・仮設風呂等が避難所や支援拠点に設置されるまでの間に利用する、入浴施設への送迎と入浴料の支払い

### ✓ 主な留意事項

- ・レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。なお、**購入した器材（物）は、原則として残存資材等として換価処分**することとし、**当該収入金額は避難所設置費用から控除**すること。

## ◆ 飲料水の供給（内閣府告示 第3条第1項第2号）

	一般基準
対象者	災害のために現に飲料水を得ることができない者
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内 ※下線部は特別基準の設定が可能。

### ✓ ポイント

- ・ 飲料に適した水の供給全体（飲料用以外に利用された水も含む）が費用の対象となる。
- ・ 災害により現に飲料水を得ることができないかどうかは救助の判断基準であるので、**住家の被害は問わない**。
- ・ 飲料水の供給は避難所等において行う。（給水車等により供給することが前提。）  
⇒ 特定の者だけが利用する施設等への供給は、その管理者が負担すべきであるため、救助法の対象外。

### ✓ 主な留意事項

- ・ 避難所等で炊き出しとともに提供する**ペットボトル等の飲料水**は、「炊き出しその他による給与」に含める。
- ・ **水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない**。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

## V. 参考URL

- 令和6年能登半島地震に係る検証チーム【内閣府】  
[https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho\\_team.html](https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho_team.html)
- 避難所の生活環境向上に係る支援について【内閣府】  
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/shien.html>
- 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策について【内閣府】  
[https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho\\_team\\_shingijyutu.pdf](https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_shingijyutu.pdf)
- 新たな水循環施策の方向性について【内閣官房水循環政策本部事務局】  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu\\_junkan/dai6/siryou1.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/dai6/siryou1.pdf)
- 令和6年能登半島地震における水資源部の対応【国土交通省】  
[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo\\_mizsei\\_fr1\\_000059.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000059.html)
- 災害対策機械の紹介【国土交通省四国地方整備局】  
<https://www.skr.mlit.go.jp/bosai/bosai/kikai/kikai.html>
- 避難所の生活環境対策【内閣府】  
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/>
- 各都道府県等への通知【内閣府】  
<https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/tsuuchi.html>
- 防災基本計画【内閣府】  
[https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon\\_basicplan.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf)
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【内閣府】  
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/pdf/kankyokakuho-honbun.pdf>
- 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）【内閣府】  
[https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo\\_guideline.pdf](https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf)
- 災害救助法【内閣府】  
[https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info\\_saigaikyujou.html](https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujou.html)